

令和7年度 呉市地域包括支援センターの事業評価

1 地域包括支援センター（以下「センター」という。）全体の評価結果について 【3点満点】

区分	指標	平均 点数	評価・改善事項
1 共通基盤	保健師等3職種の配置状況等，地域包括支援センターの組織運営体制の評価	2.8	適正な人員配置のため専門職の確保に努め，地域課題を分析し，解決策の事業計画への反映に努めること。
2 地域のネットワーク構築	地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動，インフォーマルサービス等の様々な社会資源が有機的に連携することができる関係者との連携体制構築への取組の評価	3.0	今後も民生委員協議会・社会福祉協議会等の地域団体と顔の見える関係性を深め，包括的な支援を行うこと。
3 総合相談支援	対応困難な相談事例解決のための相談者との信頼関係構築や実態把握等，総合相談支援を適切に実施するための取組の評価	2.9	地域の特性，ニーズ及び課題を把握した上で事業計画を作成し，組織的に業務を推進すること。
4 権利擁護	高齢者虐待の防止及び対応，消費者被害の防止及び対応，判断能力を欠く状況にある人への支援等の取組の評価	2.8	権利擁護に関する普及啓発活動の推進や，個別対応が迅速に進むようルール化（報告・記録方法の統一）すること。
5 包括的・継続的ケアマネジメント支援	医療関係者と介護支援専門員の意見交換の場など，適切なマネジメントが行われるための地域における連携・協働の体制づくり等の取組の評価	3.0	専門職を集めた情報交換会を定期的に開催する等，多職種間のネットワークづくりに今後も取り組むこと。
6 介護予防ケアマネジメント業務	ケアプランへの地域の多様な社会資源が位置づけられているか等，介護予防ケアマネジメントの実施状況の評価	2.9	要支援者等の自立を支援するために情報収集に努め，目標達成に向けたケアプランの作成を行うこと。
7 重点事業			
(1) 在宅医療・介護連携推進事業	退院前カンファレンスの参加状況や関係機関との情報共有や連携等の取組状況の評価	2.6	多職種による情報交換会や事例検討会を計画的に開催し，課題把握・解決に努めること。また，ACP普及啓発を積極的・計画的に実施すること。
(2) 認知症施策推進事業	認知症に関する医療・介護関係者の連携や認知症本人が社会参加できる体制構築等の取組状況の評価	2.8	認知症の本人が社会参加できる体制構築に向け，本人や家族の声を聴く取組を推進すること。また，認知症に関する多職種情報交換会等を開催し，連携体制を構築すること。
(3) 地域ケア会議	個別ケースの検討から共有された地域課題を地域づくりや政策形成に結びつける等の取組の評価	2.9	個別地域ケア会議から地域課題を把握するとともに，その課題解決のための日常生活圏域ケア会議を開催し，課題解決に向けて具体的に取り組むこと。
(4) 介護予防による地域づくり支援事業	住民が自主的に介護予防に取り組むことのできる環境整備の取組状況の評価	2.9	住民主体の通いの場・自主グループ等で，参加者が自身の健康状態に関心を持って活動ができるよう取り組むこと。
(5) 地域リハビリテーション活動支援事業	自立支援・重症化防止のための地域リハビリテーションの支援等の取組状況の評価	3.0	高齢者の能力を最大限に発揮することができるよう，引き続きリハビリテーション専門職の積極的な関与を図ること。